

岡山大学農学部関東支部同窓会会則

制定 平成 26 年 7 月 5 日

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、岡山大学農学部関東支部同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は岡山大学の発展と会員相互の交流と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 岡山大学農学部同窓会、及び本会と同一地区にある学部等同窓会支部、及び岡山大学 Alumni (全学同窓会) との連携及び協力を推進する事業
2. 会員相互の交流と親睦に寄与する事業
3. 会員による同窓会活動に対する支援事業
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第二章 会員

(会員)

第4条 本会は関東地区（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県）に住まう岡山大学農学部卒業の会員をもって組織する。

第三章 役員等

第5条 本会に、次の役員を置く

1. 代表幹事 1名
2. 事務長幹事 1名
3. 幹事 若干名
4. 会計幹事 1名

第6条 役員は、第4条に規定する会員の中から幹事会において選任する。

2. 役員を選任を行った場合は、事務長幹事は、岡山大学農学部同窓会、及び、岡山大学 Alumni (全学同窓会) 理事会に速やかに報告する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任役員任期は、前任者の残任期期間とする。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

1. 代表幹事は本会を代表し会務を執行する。
2. 事務長幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるときは、代表幹事の役割を代行する。

3. 幹事は幹事会に出席し、事業の運営企画と運営に努める。また、年度会計を監査し、総会において、会計幹事が提出した、年度会計報告が正しいことを報告する。
4. 会計幹事は会の会計に関する業務を担当し、年度会計報告を作成し、幹事会に報告する。

(幹事会)

第 9 条 幹事会は、代表幹事、及び事務長幹事、及び幹事、及び会計幹事をもって構成する。

2. 幹事会は必要に応じて、代表幹事が招集し、代表幹事はその議長となる。
3. 幹事会は、次の事項を協議し決議する。
 - 本会の運営及び事業実施に関する企画・立案
 - 総会に付議する事項
 - 年度会計報告の監査
 - その他会務の執行に関する重要な事項
4. 幹事会は、代表幹事、及び事務長幹事、及び幹事、及び会計幹事の過半数の出席がなければ会議を開催し、議決することは出来ない。
5. 幹事会の議事は出席した代表幹事、及び事務長幹事、及び幹事、及び会計幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決する。

(会費)

第 10 条 会費は年会費と事業開催参加費とする。

1. 年会費は一会員 1,000 円とする。
 - 年会費は会の運営上必要な通信費等に充てる。
2. 事業開催参加費は総会参加費（パーティ費）・情報交換会費であり、会の開催の都度徴収する。

(総会)

第 11 条 総会は年次総会を開催する。

2. 年次総会は 6 月～8 月に開催し、前年度の活動報告と会計報告、及び当年度の活動計画を報告する。

第 12 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、幹事会で定めるところによる。

附則

岡山大学農学部関東支部同窓会の連絡事務所は、東京都中央区京橋一丁目 5 番 5 号 岡山大学東京サテライトオフィスに置く。

この会則は平成 26 年 7 月 5 日から施行する。